

- ・生活保護法
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による

- 柔道整復
- あんま・マッサージ
- はり・きゅう

指定施術機関変更届書

団体コード - 地区コード - 施術者コード

指 定 施 術 機 関	施術所名称	中之島鍼灸院	
	施術所所在地 <small>(ビル・マンション名等)</small>	〒 5 3 0 - 0 0 0 5 大阪市北区中之島1-3-20 TEL (06) 6208 - ****	
	施術者氏名	大阪 花子	
機 関	施術者住所 <small>(ビル・マンション名等)</small>	〒 5 3 0 - 0 0 2 5 大阪市北区扇町2-1-27 TEL (000) 0000 - 0000	
		(旧)	(新)
変 更 事 項	法人名称	個人	株式会社 中之島
	フリガナ	オオサカシンキュウイン	ナカノシマシンキュウイン
	施術所名称	大阪鍼灸院	中之島鍼灸院
	施術所所在地 <small>(ビル・マンション名等)</small> <small>地番整理等で住居表示が変更になった場合のみ</small>	〒 5 3 0 - 0 0 0 5 大阪市北区 中之島1-3-20	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	フリガナ	オオサカ ハナコ	
	施術者氏名	大阪 花子	
項	施術者住所 <small>(ビル・マンション名等)</small>	〒 5 3 0 - 0 0 2 5 大阪市北区 扇町2-1-27	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	施術協定団体	なし 会員番号 ()	会員番号 ()
変 更 年 月 日	平成・令和 6 年 4 月 1 日		

上記のとおり申請します。

令和 6 年 4 月 5 日

大阪市長 様



〈届出者(施術者)〉

〒 530 - 0025

住所 大阪市北区扇町2-1-27
* 施術者の住所

氏名 大阪 花子

施術者連絡先TEL 000 - 0000 - 0000

注意事項

- 1 この申請書は、大阪市内に施術所を開設している施術者、および大阪市内にお住まいで施術所に勤務している施術者が申請する場合、大阪市長あてに提出してください。
- 2 この書類は、指定を受けている内容に変更があった場合、所要事項を記載して提出するものです。変更届の提出が必要となる事項は、次のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> ●施術者の氏名の変更（名字の変更等） ●所属団体の変更（本市との協定団体の場合のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ●施術所の名称の変更
<ul style="list-style-type: none"> ●【開設者以外】施術者の住所の変更 ※大阪市外へ転居した場合は、廃止届と指定申請書（転居先自治体）の提出が必要です。 ●【開設者以外】勤務先施術所の所在地の変更（移転・転勤等） 	

- 3 この書類は、施術者一人につき1枚ずつ作成してください。また、一人の施術者が複数の施術を行っている場合は、施術の種類ごとに1枚ずつ作成してください。
- 4 大阪市内にお住まいで施術所に勤務している施術者が勤務先施術所の変更を届け出る場合は、施術所開設届または変更届のいずれか（写し）を必ず添付してください。
※申請する施術者の氏名が記載されているものが必要です。
- 5 委託患者がいる場合で、その前後措置を必要とするときは、適切な配慮をしてください。

記載要領

- 1 標題の「施術の区分」は、該当する口にチェックしてください。
- 2 指定施術機関の「施術所名称」は、略称等を用いることなく、正式な名称（指定申請の際に記載した施術所名称）を記載してください。
- 3 指定施術機関の「施術所所在地」は、施術所の所在地を記載してください。
- 4 変更事項欄のうち、（旧）の欄については必ず全て記載し、（新）の部分には今回変更された内容のみを記載してください。
- 5 変更事項の「施術所所在地」は、ビル・マンション名まで記載してください。
なお、施術所を移転する場合、施術所開設者については、旧所在地の施術機関にかかる指定の廃止、及び新しい所在地の施術機関にかかる指定申請が必要です。
※変更届による所在地の変更は取り扱っていません。
- 6 施術者氏名を変更する場合は、変更後の氏名が確認できるもの（免許証の写し）を添付してください。
なお、同一施術所内で施術者が変更となる場合は、旧施術者の廃止及び新しい施術者の指定申請が必要です（変更届による施術者の変更は取り扱っていません）。
- 7 変更事項の「協定施術団体」は、個人登録している施術者が新たに本市と協定を締結している団体へ加入した場合や、本市と協定を締結している団体を変更した場合、または、本市と協定を締結している団体をやめて新たに個人登録をする場合に記入してください。
団体名は略称等を用いることなく、正式な名称を記載してください。また、会員番号は団体から付番されている番号を記載してください。
- 8 「届出者（施術者）」は、当該指定申請を行う施術者の住所及び氏名を記載してください。
「施術者連絡先」については、この書類の記入事項にかかる本市からの照会に対応する施術者本人の連絡先を記入してください。